平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第 2 号 応用情報科学研究科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学組織規程(平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程 第1号)第9条及び兵庫県立大学教授会規程(平成 25 年兵庫県規則第 78 号)第2条 に定めるもののほか、応用情報科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の組織及 び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 応用情報科学研究科に、応用情報科学研究科の教育研究に関する事項を審議する ために教授会を置く。
- 2 教授会の庶務は、神戸情報科学キャンパス経営部総務学務課において行う。 (組織)
- 第3条 教授会は、教授及び准教授をもって組織する。

(議長)

- 第4条 教授会に議長を置き、応用情報科学研究科長(以下「研究科長」という。)をもって充てる。
- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、 その職務を代理する。

(審議事項)

- 第5条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
- 2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の 意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決 定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 教育課程の編成
 - (2) 学生の履修
 - (3) 学生の在籍に関する事項(退学、転学、留学及び休学を除く)
 - (4) 学生の懲戒処分
 - (5) 研究科長候補者の推薦
 - (6) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査
- 3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に 関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるこ とができる。

(会議)

- 第6条 教授会は、研究科長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上から要求が あったときに、研究科長が招集する。
- 2 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、6ヶ月以上の長期出張中の者及び休職中の者は構成員の数に算入しない。
- 3 前項にかかわらず、第5条第2項第5号及び第6号に関する事項について審議する場合は、第3条で定めた構成員をもって構成し、その3分の2以上をもって定足数とす

る。

- 4 教授会の議事について採決を必要とするときは、別に定めるもののほか、出席者の過 半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項にかかわらず、教授会において特に重要な審議事項については、構成員の出席 者の3分の2、もしくは4分の3以上の同意により教授会の意見を決すると別に定め ることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めた場合は、教授会の意見を聴いた上で、構成員以外の者を会議 に出席させ、意見を聴くことができる。

(定例会及び臨時会)

- 第8条 教授会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。
- 2 研究科長は、第6条第1項に基づき、臨時会を招集することができる。
- 3 教授会は非公開とする。
- 4 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の教授会においてその確認を受ける。
- 5 議事録は、研究科長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示するものとする。 (専門委員会)
- 第9条 教授会は、必要に応じて専門委員会を設置し、特定の分野について、企画立案に 当たらせることができる。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が行う。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教授会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。